

会議案第 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 7 日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 佐藤 貴子

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から同年9月30日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第5条第2項に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。